



開催場所 エイトタウン（屋外、屋内、屋上等）

問合せ先 ハチカグ株式会社 住所：愛知県名古屋市昭和区鶴舞 2-16-5

TEL：052-883-8973／FAX：052-883-8972 ／E-mail：nagasaka@hachikagu.jp

▼エイトタウン HP <http://eighttown.jp/>

▼はちマルシェトップページ <http://eighttown.jp/event/8marche/>

主催者 ハチカグ株式会社

出店可能なジャンル

フード / クラフト / ワークショップ など

ブースサイズ

原則として 2m×3m ※キッチンカーを除く

- ・1 ブースにつき出店できるのは 1 屋号までとさせていただきます。
- ・出店レイアウトは主催者により決定し、事前にご案内させていただきます。

出店料

一律¥2,500/1 日 事前または当日中にエイトタウン 1 階レジにてお支払いください。

貸出備品（無料）

- ・テント：1 張（サイズ：約 2m×2m／色：ホワイト）
- ・机 1 台

- ・イス1脚

※事前申請が必要です。※数に限りがございますので、お持ちの方はご持参いただきますようご協力お願い致します。

当日の搬入・搬出について

- ・搬入車両は、必ず指定された関係者駐車場に駐車をお願いします。
- ・搬入後の駐車車両は原則1台をお願いします。(複数台を希望の場合は弊社まで別途ご連絡下さい)
- ・搬入時間 8:45~9:30 までに荷降ろしを済ませ、車両の移動をお願いします。
- ・搬出時間 17:30~18:30 マルシェ開催終了後、すみやかに搬出作業をお願い致します。
- ・搬出時間前の撤収は原則禁止とさせていただきます(完売の場合は、店頭に掲出をお願いします)。

出店に際してのお願い

- ・火気の使用については事前に申請をお願いします。
- ・販売は原則的に出店者が行ってください。
- ・服装は衛生的で、事故・苦情等が発生しないものをご着用ください。
- ・ゴミ：当日に出るゴミは、必ず各自でお持ち帰りください。
- ・主催者が会場内で撮影する写真は公式HP、SNS、広報活動に使用させていただくことがあります。
- ・すべての商品に関して出店者の責任で管理し、トラブル時は当事者で対応処理をお願いします。
- ・出店者の販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属します。
- ・主催者及び保健所等より指示があった場合は、それに従った販売をお願いします。
- ・イベント内で起きた、いかなるトラブルについても主催側は一切関与致しません。

飲食出店について

飲食出店は2種類あります。何れも許可の取得、許可証の掲示をお願い致します。

① 露店販売(マルシェ会場で調理)

露店営業許可、臨時営業許可(各自取得をお願いします)

許可証の掲示

② 飲食物販(弁当や焼き菓子等調理済のもの販売)

飲食店営業許可または食品製造許可を取得した場所で製造

製造業許可証を提出

パッケージに責任者、連絡先、賞味期限を明示

雨天の場合

- ・ 荒天を除き、雨天の場合でもイベントを開催します。
- ・ 強風、豪雨など警報などにより開催が難しいと主催者が判断した場合は、開催日の前日18時まで公式HP上にて発表し、応募書類に記入いただいたメールアドレスに連絡させていただきます。

キャンセルについて

出店者都合によるキャンセルに関してはキャンセル料を徴収させていただきます。

- ・ 開催日の2週間前まで：無料
- ・ 開催日の1週間前まで：出店料の30%
- ・ 開催日の前日まで：出店料の50%
- ・ 開催日の当日：全額

露店等営業規則について

第1条 この露店等営業規則は、愛知県暴力団排除条例の主旨に従い、反社会的勢力を利することを防止し、露店等の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持とはちマルシェの健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

第2条 事務局は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者及び使用人等、又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

第3条 事務局は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可しないものとする。

- 1 露店等を営業しようとする者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）である場合
- 2 露店等を営業しようとする者が、反社会的勢力に従業員等として使用すると認められる場合
- 3 露店等を営業しようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合
- 4 露店等を営業しようとする者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

第4条 事務局は、次に掲げる場合において各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく出店許可を取り消すことができる。

- 1 露店等を営業しようとする者が、反社会的勢力であると判明した場合
- 2 露店等を営業しようとする者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- 3 露店等を営業しようとする者と租に出店している者が、異なることが判明した場合
- 4 露店等を営業しようとする者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合

- 5 露店等を営業しようとする者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
- 6 露店等において、反社会的勢力に従業員等として使用した場合
- 7 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
- 8 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
- 9 事務局関係者の指示に従わない場合